**○四国地方整備局告示第六十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日　　四国地方整備局長　川崎　正彦

| 路線名 | 供用区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百九十二号 | 吉野川市山川町堤外一〇番一から同市山川町堤外一一番七まで | 四国地方整備局道路部及び同局徳島河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年七月十五日

**○九州地方整備局告示第百二十二号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から専任の管理者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

一　登録番号　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人長崎県住宅・建築総合センター

三(1)　専任の管理者の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 平野　傳 |
| 変更後 | 宮武　清 |

(2)　変更年月日

平成二十三年五月三十一日

**○九州地方整備局告示第百二十三号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

一　登録番号　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

九州住宅保証株式会社

三(1)　役員の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 衣非　安章 |
| 変更後 | 相良　敏行 |

(2)　変更年月日

平成二十三年六月十五日

**○北海道開発局告示第七十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日　　北海道開発局長　高松　泰

| 路線名 | 供用区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百四十一号 | 北海道川上郡弟子屈町湯の島三丁目五番五から同町湯の島三丁目五番一二まで | 北海道開発局建設部及び同局釧路開発建設部 |

供用開始の期日　平成二十三年七月十六日

# 官庁発表

## 官庁事項

### 沖縄総合事務局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 23 年７月 15 日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
|---|---|---|
| 一般国道 | 329号 | 沖縄県国頭郡金武町字金武仲村渠670番１から同町字金武京村渠266番までの上下線 |

# 公告

## 諸事項

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２３年（フ）第３８１６号**

大阪市平野区喜連西５丁目４番４―406号

債務者　田仲　祥浩

1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　志和　謙祐

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後３時

5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２７７号**

和歌山市松江西３丁目５番30号

債務者　西野　芳則

1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　畑　　純一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午前10時40分

5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第３９７５号**

大阪府守口市橋波西之町３丁目６番６号

債務者　竹中伸一郎

1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　笠鳥　智敬

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後３時

5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１８号**

北海道網走市つくしケ丘６丁目８番２―22号

債務者　長内　理恵

1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午後３時30分

5　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで

釧路地方裁判所網走支部破産係

**平成２３年（フ）第１１１号**

秋田県由利本荘市八幡下41番地12

債務者　若杉　宏一

1　決定年月日時　平成23年７月４日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　三上　和秀

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午前10時10分

5　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで

青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第２１５１号**

福岡県筑紫郡那珂川町王塚台１丁目171番地、前住所福岡県筑紫郡那珂川町片縄９丁目32番地　ハイムあかしや106号

債務者　丸田ルミ子（旧姓野元）

1　決定年月日時　平成23年６月27日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　越路　倫有

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後１時15分

5　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで

福岡地方裁判所第４民事部